

令和5年度 第2回北九州市総合教育会議

いじめの重大事態について



令和6年2月6日

北九州市教育委員会





1. いじめの重大事態とは

《いじめ防止対策推進法 28 条 1 項に規定》

- **生命、心身又は財産に重大な被害が生じた**
※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
- **相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされている
※ 「相当の期間」とは年間 30 日を目安

《いじめ防止等のための基本的な方針》

- 「**いじめにより重大な被害が生じた**」という申立て
重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

令和4年度
重大事態発生件数
全国で 9 2 3 件



学校または教育委員会のどちらかが調査主体となり調査等を行う



2. いじめの重大事態への対応

- (1) 保護者の思いを理解し、対応に当たる。**
- (2) 調査内容・結果について、適切に説明を行う。**
- (3) いじめ防止等の体制を見直す姿勢をもつ。**



3. いじめ問題専門委員会の概要

【設置法令】いじめ防止対策推進法14条3項

【設置根拠】北九州市いじめ問題専門委員会条例

【設置年月日】平成26年6月設置

【委員の選任方法】各職能団体等の推薦により任命

【委員定数】6名以内

【組織】学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する ※ 医師・弁護士・臨床心理士・学識経験者・保護者代表

重大事態が発生した場合・・・

・委員とは別に重大事態の調査・審議を行う**臨時委員**を任命し、臨時委員が主体となる調査組織を設置し、調査等を実施



4. 令和4年度 いじめの重大事態

いじめ重大事態の発生件数 **3件**



臨時委員を任命



いじめ問題専門委員会内に調査組織を設置

※ 調査終了後、報告書を作成